

七 政 策 第 5 0 号
令 和 6 年 8 月 3 0 日

北海道知事 鈴木直道様

七飯町長 杉原 太

環境影響評価方法書に係る意見について

令和6年7月23日付環境第465号にて照会ありました標記について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見照会対象図書

(仮称) 仁山高原風力発電事業環境影響評価方法書

2 意見

(1) 住民等への情報提供

本事業について地域住民等の理解が得られるよう、今後の事業計画や環境影響に関して積極的な情報提供や具体的かつ丁寧な説明を行うこと。

(2) 自然環境への考慮

今後の調査、予測及び評価にあたっては、最新の国内外の知見収集に努め、専門家等からの助言を得るなど、多角的に検討し自然環境の保全に十分配慮すること。特に森林伐採については極力最小限とするよう配慮し、バードストライクなど動植物及び生態系への影響について適切な方法で調査及び予測を行い事業を進めること。また、必要に応じ追加調査を行うなど適切に対応すること。

(3) 各種法令等の遵守

都市計画法、森林法、景観法及び七飯町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインなど、各種法令等を遵守し事業を進めること。

(4) 騒音及び振動

事業実施区域周辺の民家や建築物等の把握に努め、風況の変化を十分に考慮し、住民への健康被害や所在の建築物に被害がないよう、調査、予測及び検討を行い、地域住民の生活環境に対する影響を最大限回避するよう努めること。

【問い合わせ】

政策推進課 政策調整係

電話：0138-65-5792



北 環 境 第 1 3 0 号
令和 6 年 9 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道 様

北斗市長 池 田 達 雄

環境影響評価方法書に係る意見について（回答）
令和6年7月23日付け環境第465号にて照会のありましたこのことについて下記のとおり回答いたします。

記

- 1 意見照会対象図書
（仮称）仁山高原風力発電事業環境影響評価方法書
- 2 意見
別紙のとおり

市民部環境課環境係
電話 0138-73-3111(内線 263)
担当：村山



(別紙)

(仮称)仁山高原風力発電事業環境影響評価方法書の趣旨並びに事業内容を検討の結果、下記の事項に対し適正な対応を望みます。

1. 景観について

本市では、再生可能エネルギー発電設備の設置に関し事業者が自主的に遵守すべき事項などを定めた「北斗市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を制定している。事業実施区域に隣接するきじひき高原には、きじひき公園(村山公園)、噴火湾眺望台、パノラマ展望台などの主要な展望地があり、そこからの駒ヶ岳、大沼公園等は地域の良好な景観資源であり、また景観法に基づく北海道景観計画において定められた景観形成の基準による、主要な展望地等からの地域の良好な景観資源にもなっていることから、これら景観を阻害する区域はガイドラインにおいて「立地に慎重な検討を要するエリア」に設定しているところ。当該計画の風力発電設備の設置によりこれらの景観に重大な影響を及ぼすことから、これらの展望地から望見できない配置計画とし、景観への影響を回避していただきたい。

2. 騒音や振動について

対象事業実施区域に隣接している市の牧場で飼育している家畜に対して、風力発電設備から発せられる騒音や振動による影響がないよう、評価のうえ適切に対応していただきたい。

3. 自然環境への影響について

風力発電機等の大型部品の輸送に、市道村山1号線を経由するルートを検討しており、既存道路カーブ部分を拡張することとなっているが、拡張に伴う自然環境への影響を評価のうえ適切に対応していただきたい。

4. 住民等への対応について

環境影響評価方法書について提出された意見の相当数が、風力発電設備の設置に反対を示していることから、住民等への積極的な情報提供と丁寧な説明を行うなど適切に対応していただきたい。

森住年第 450 号
令和 6 年 8 月 30 日

北海道知事 鈴木 直道 様

森町長 岡 嶋 康 輔
(公印省略)

環境影響評価方法書に係る意見について (回答)

令和 6 年 7 月 23 日付け環境第 465 号により照会のありました標題の件について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 意見対象図書 (仮称) 仁山高原風力発電事業環境影響評価方法書
- 2 意 見 別紙のとおり

森町住民生活課住民年金係
係長 渡邊 裕美
TEL : 01374・7・1084 (課直通)



(別紙)

(1) 住民等への情報提供

事業計画を進めるにあたっては、住民等へ積極的な情報提供と丁寧な説明を行い、十分に理解を得るとともに、地域の特性や住民等の意見を踏まえ、適切に対応していただきたい。

(2) 周辺環境への配慮

周辺環境へ最大限配慮した環境保全措置を講じるなど、必要に応じて追加的に調査を行うなど、適切に対応していただきたい。

(3) 騒音及び振動

事業実施区域周辺の民家の適格な把握に努め、風況の変化を十分に考慮しながら騒音及び超低周波音による環境影響の低減、回避に最善の措置を講じていただきたい。また、工所用資器材等の搬出入における振動についても走行ルート周辺の住民の生活環境の保全に万全の措置を講じていただきたい。

(4) 動植物及び生態系

動植物の分布状況及び生態系を現地調査等によりの確に把握し、重要な種及び注目すべき生育地、生育地への影響が生じることのないよう万全の措置を講じていただきたい。

(5) その他

環境影響評価方法書について、出された意見の内容を最大限考慮していただきたい。